

滝野川ホームヘルプサービス料金表

様がサービス利用した場合の基本利用料は以下のとおりであり、お支払戴く利用者負担金は負担割合証に記載の通り、基本料金の____割です。但し、介護保険給付及び介護予防・日常生活支援総合事業の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額的全額をご負担いただきます。

【 訪問介護（要介護 1 ～ 5 の方） 】

	提供時間	基本単位	1回の基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満	163 単位	1858 円	186 円	372 円	557 円
	20分以上30分未満	244 単位	2782 円	278 円	556 円	834 円
	30分以上1時間未満	387 単位	4412 円	441 円	882 円	1324 円
	1時間以上1時間30分未満	567 単位	6464 円	646 円	1293 円	1939 円
	30分増す毎に	82 単位	935 円	93 円	187 円	280 円
生活援助	20分以上45分未満	179 単位	2041 円	204 円	408 円	612 円
	45分以上	220 単位	2508 円	251 円	502 円	752 円
生活援助 + 身体介護	身体介護20分以上30分未満に引き続き生活援助中心で20分以上45分未満行った場合	309 単位	3523 円	352 円	705 円	1057 円
	身体介護20分以上30分未満に引き続き生活援助中心で45分以上70分未満行った場合	374 単位	4264 円	426 円	853 円	1279 円

【 介護予防・日常生活支援総合事業 】

（北区の被保険者様について適用）北区が定める金額です。

- 介護度が要支援1,2又は基本チェックリストにより、事業対象者とされた方
■予防訪問サービス【専門職によるサービス】

		1回あたり		ご利用者様負担額		
		基本単位	利用料金	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
週1回（月5回まで）	標準的な訪問型サービス	287単位	3271 円	327 円	654 円	981 円
週2回（月10回まで）						
週1回（月5回まで）	生活援助中心	220単位	2508 円	251 円	502 円	752 円
週2回（月10回まで）						

【 キャンセル料 】

		要介護 予防訪問サービスの方	いきいき援助 サービスの方
利用日の前日（17：00）までにご連絡いただけなかった場合 （ただし、緊急の場合を除く）		2,000円	1,000円

- ★ 緊急な入院や通院によるキャンセルは除きます。
★ 利用日の前日（17時迄）にご連絡いただいた場合はキャンセル料は頂きません。

★ 表記載の基本料金に加え、必要に応じ下記の加算が加えられます。

介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の
取組みを行う事業に認められた加算です。

◆ 要介護サービスご利用の方

令和8年6月1日から

【訪問介護処遇改善加算（Ⅰ）口（1回の料金の28.7%）】

【特定事業所加算（Ⅱ）（1回の料金の10%）】

◆ 介護予防・日常生活支援総合事業サービスご利用の方

令和8年6月1日から

【訪問介護処遇改善加算（Ⅰ）口（1回の料金の28.7%）】

		1回	
初回加算	新規に訪問介護計画を作成したご利用者様に、「サービス提供責任者もしくは訪問事業責任者が自らサービスを提供」又は「サービス提供責任者もしくは訪問事業責任者が介護スタッフのサービス提供に同行」を行った月に算定されます。	200単位	2280円
緊急時 訪問加算	ご利用者様の要請を受け、ケアマネージャーが認めた居宅サービス計画にないサービスを24時間以内に行った場合に算定されます。 (要介護の方のみ)	100単位	1140円
生活機能向上 連携加算	理学療法士等がリハビリテーションの一環としてご自宅に訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、共同して訪問介護計画を作成した場合に算定されます。 (要介護もしくは予防訪問サービスご利用の方)	100単位	1140円

【 介護・（予防）日常生活支援総合事業共通 】

- ①介護保険の範囲を超えたサービスの利用は全額自己負担になります。
- ②夜間帯（午後6時～午後8時まで）の料金は25%増しになります。
- ③料金の設定の基本となる時間は、実際の提供時間ではなく居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。
- ④やむを得ない事情、かつ利用者の同意を得て2人で訪問した場合は2人分の料金になります。

令和 年 月 日

利用者（または代理人）

住所

氏名

署名代筆者

住所

氏名